発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町二
電話3033番
編集兼発行人　攻撃

難航中の機械化24日に妥結

闘いの経過とその成果

去る八月二日、機械化・合理化についての要求書を提出いらい交渉はするどく対立しながらも、徹宵で精力的な交渉がつづけられてきた。交渉経過については本紙でも都度掲載してきたが、対立点をときほぐすため分科委員会を継続、何度か決裂の危機をのりこえ鋭意交渉をつづけた結果、ついに九月二十四日午後八時三十分妥結をみるにいたった。

妥結までの足跡

青写真の説明

昨年七月、会社側は組合本部の三役に対して、宮浦鉱の動粹、四山鉱のホーベル、三川鉱のスライシングならびに三五〇米坑道の運搬合理化の構想、いわゆる「青写真」の説明をおこなった。そのご、機械化対策委員会は鋭意検討をかさね、宮浦鉱での動粹三粹の試験等も見学し、九月中に長崎県江迎鉱のホーベルならびに高島鉱のスライシング払、北海道の北炭平和炭鉱のスライシング払いなどを三班にわかれて他山の実施状況を見学して実態を把握し、その後昨年十月一日に正式に会社側から機械化・合理化案の説明がおこなわれたのである。

中央にうつる

三鉱連では昨年十月二十一日から二十三日まで中央委員会をひらき他の諸問題とともに三池の機械化問題に対する考え方の統一をおこない、中闘委員会の機関設置を取りあげた。引つづいて十一月一日より七日まで中央生産会議をひらき三池の機械化の説明をきくとともに、三十二年下期の生産計画に対する会議がおこなわれた。

この席上において、三鉱連に対し三池の若林次長より正式に説明をおこなった。そのご三鉱連は十二月十六日より二十一日まで臨時大会をひらき、機械化問題に対する討議を重ね最終的には機械化問題に対決する基本方針の確立をみたのである。この方針の中でとくに「完全雇用」「保安優先」「労働条件の向上」などを基本とした上三池の機械化問題の交渉に入る前提として、三池の現場七時間協定破棄の大会決定をおこなった。また具体的なすすめ方については、新年早々に機械化中闘委員会を招集して決定することになった。

機械化中闘招集

本年に入るや一月二十七日に三鉱連の機械化中闘委員会が招集され二月二十二日まで約一カ月間にわたって団体交渉がかさねられたのである。中闘委員会では、要求項目を七項目にしぼり、七項目の要求交渉以前の問題として三池の現場七時間協定の破棄を会社側に迫つたのである。

交渉中断される

このように交渉は長期にわたつたにもかかわらず、ついに何らの解決をみず「三池の現場七時間協定の破棄は前提とするが、しばらく会社内部も検討したい」との会社側の申入れがあり一時交渉は中断された。ちようどこのときは春闘の統一闘争の大きなヤマにさしかかつており、中闘委員会は炭労中執の決定にもとずき、闘争終了後に機械化交渉を再開するとの態度をきめて一応中闘委員は帰山したのである。

そのご、賃闘は非常に長期にわたつた実力行使に突入、最終的には炭労の独走となり、九十余日の長期をもつてついに妥結するにいたつた。賃闘妥結後六月二日にふたたび中闘委員会が招集され、団体交渉が再開されるはこびとなつたが、たまたま三川鉱の本坑西部内が終掘するので、替り切羽として三五〇米坑道の十三鉄に移動するために一時中断をし、実質的には八日より本格的な交渉に入つた。頭初の方針では、少くとも盆前に解決をはかる目途をおいて、精力的に交渉をおこなつたが、基本的事項の対立があり何ら交渉は進展せず、盆前の十四日には一定給者に対するプラス・アルファと人員採用についてはいかなることがあつても譲歩できないという会社側のつよい態度があきらかとなつた。組合は盆前解決のメドを変更し長期交渉に態度をかえ、一応交渉を再開することについての意見の一致を見たので、交渉は一時中断することになつた。

中央団交再開される

この交渉で会社は冒頭に三池の現場七時間協定破棄を承認したのでただちに他の七項目の交渉に入つた。その結果、賃闘の過程における山中斜坑案の解釈を巡ぐつて、全体給の問題がいろいろ論議され結局炭労中執の考えとして、全体給はこん回棚あげすべきであるとの方針が出されたので、中闘はその方針にしたがつて全体給を除き他の六項目の交渉に入つた。

その後、鋭意交渉を続行した結果七月九日、六項目にわたる組合の要求案を全面的に会社側に受け入れさせたので、ついに妥結をみるに至つたのであるが「事前協議」についての劃期的な協定が内外から注目されたわけである。

交渉山元に移る

さて、三池では七月十日の中央委員会で中央の交渉経過と協定内容の報告をおこない、中央委員会はこれを確認、ただちに執行部は原案を作製し大衆討議を経て、八月一日の支部委員会でこれを集約し最終的には執行委員会で要求内容を整理し、八月二日要求書提出となつたのである。

この間、会社側の検討期間としてしばらく時日をおき、八月六日第一回の団体交渉がひらかれ、組合より提案理由のの説明をおこなつた。引つづき交渉に入る予定であつたが、たまたま三川鉱の本坑西部内が終掘するので、替り切羽として三五〇米坑道の十三鉄に移動するために一時中断をし、実質的には八日より本格的な交渉に入つた。頭初の方針では、少くとも盆前に解決をはかる目途をおいて、精力的に交渉をおこなつたが、基本的事項の対立があり何ら交渉は進展せず、盆前の十四日には一定給者に対するプラス・アルファと人員採用についてはいかなることがあつても譲歩できないという会社側のつよい態度があきらかとなつた。組合は盆前解決のメドを変更し長期交渉に態度をかえ、一応交渉を再開することについての意見の一致を見たので、交渉は一時中断することになつた。

万全の態勢で交渉

そのご、組合としては情勢分析をおこない、彼我のおかれている実態の認識と、あらためて機械化・合理化問題に対決する基本事項の意思統一をはかり、最悪の場合は三池一山の問題でなく三鉱連の問題となり炭労の問題に発展する可能性も多分にふくんでいると判断し、上部組織とも連絡をとり意思の疎通をはかりつつ交渉をすすめる必要があるとして、副組合長をただちに上京せしめ、三鉱連、炭労に対する連絡を行うことになつた。

一方、西鉱連に対しては緊急執行委員会を要請し、山野、田川の協力を求め、三池の重大事態に対処するためには、三鉱連の委員長ならびに山野、田川の代表者を場合によつては三池にきてもらうことも決定された。

このように万全な対策をたてつゝ自後の交渉にのぞむことになつた八月二十七日、会社側より団体交渉再開に申入れがあつたので、ただちに戦術委員会をひらきこれに応ずることとした。そのご、各項目ごとに精力的な交渉を重ね、部分的には前進したが、いぜんとして固定給者に対する加給問題と人員採用、事前協議の三点ではするどく対立し、一歩も前進しない状態であつた。

八月三十日、戦術委員会をひらきふたたび情勢分析を行い、現段階では卒直に機関にはかり、いままでの基本線一本槍の態度ですすむことは困難であり、巾をもつた度度でのぞむことに決定、九月三日緊急中央委員会をひらくことになつた。ここには緊急中央委員会に執行部から提案した内容は省略するが、執行部の方針は確認された（伝単で配布すみ）

そのごの団交

九月四日、会社側よりふたたび団交の申入れがあり、組合はこれを諒解、再開した。会社側から分科会をもつて具体的に話したいとの提案があつたので、分科会で前進した考え方を出すことを前提とし各支部分科会、本部分科会に入つた。だが分科会での交渉も進展をみず、九月十日組合側は最終的に要求の集約を行つた。修正した基本的内容は(1)事前協議は中央協定の解釈をめぐり一致をみていないので中央で明らかにすることとし従つて山元では触れない(2)人員採用は現状では困難だからやむをえない(3)固定給者の加給問題は、支払形態の変更をしてでも要求貫通り歩増四分を獲得する(4)雨濡れ歩増しは会社提案の一五粍で割切る(5)採炭の測受けは今回は保留する(6)コンセント取付けは将来にわたり半期一千戸以上を設置させる。(7)残業弁当代は確保する(8)港務所の加給分としては、宮浦還炭機下と三川坑よりのベルトとホツパ下の三点にしぼる。

以上の方針を確認し、そのうち特に(1)大斜坑ベルト当番並びにコンベア当番の要求と(2)港務所の宮浦還炭機下、三川坑よりのベルトならびにホツパ下の三カ所のOダツシユ形態への変更並びに(3)残業弁当代確保の三点を最後にしぼり、会社側にこれがきき入れられないぎり団交はすすめられないとの通告を行つた。この問題をめぐつて精力的な交渉を行つたが、意見がまとまらず十一日午前零後三十分再び物別れとなつた。

その後、九月十三日ふたたび団交の申入れがあり交渉に入つた。だが対立していた点である港務所の形態変更の問題、O・O当番、大斜坑ベルト当番の加給問題については依然一致をみず、とくに港務所問題が前進しない限り交渉は進められないと組合はつよい態度を表明した。会社側は現状では前進されないと回答したので、ふたたび十四日夜交渉は物別れに終つたこの間の経過は十六日の支部委で報告したとおりである。

最終段階に入る

そのご、十九日にふたたび団交の申入れがあり、二十日より再開することとなつた。交渉方式は分科会で、精力的に交渉をすすめ、最終的には二十四日午後八時三十分ついに長期に亘り未曾有の難航をかさねた交渉が妥結にいたつたのである。

以上が機械化交渉のこれまでにたどつたあしあとである。

妥結内容の主な点

機械化に直接関係する諸問題

一、機械化導入にもとずく保安専門委員会は組合の要求案通り決定し。

二、人員配置については各支部ごとに協議することとし、既にその内容もまとまつた。

三、習熟期間とその期間中の労働条件の取扱いについては、前収補償の確約と三カ月間の要求がそのまま認められた。ただし三川のスライシングは十一月八日までとする。

四、コンベア当番と大斜坑ベルト当番については支払形態の変更を行つたが、一応四分ていどの増収をはかることとなつた。

五、港務所の三カ所の問題については、全出炭量を基準とした賃金の増収方法を会社は確認した。

六、機械化・合理化によつて減収をきたす職種については減収をさせないという確約をえた。

その他の諸問題

一、雨濡れ手当については会社案を諒解したが、汚れ歩増しや港務所の直出歩増しについては前進した解決を行つた。

二、結核病棟の設立については、過去三カ年にわたつた懸案事項であつたが、これも完全に要求通り解決をみた。

三、動力噴霧機は各鉱所一台宛という要求であつたが、あたらしく一台を購入することで諒解点に達した。

四、社宅のコンセント取付けについては、半期一、〇〇〇個あて取付けることになつた。

五、映写施設の改善については、三十四年上期中に全部改造する

進む前

機械化・合理化問題の妥結に当つて

長期にわたつた機械化・合理化の団体交渉も去る二十四日午後八時三十分ついに妥結するに至つた

今回の団交での中心的問題点をあげてみると、(1)機械化・合理化をされることによつて余剰人員が出て首切りがくる心配はないのかどうか。(2)労働条件は一体どうなるだろうか。労働条件が上がるのか、または下がるのではないか(3)無理な配置転換が行われるのではなかろうか。(4)保安優先が守られるだろうか。(5)間接夫にシワ寄せをされるのではなかろうか

以上の点が全組合員にとつては一大関心事であつた。われわれの もつとも心配されるもののうち完全雇用、保安優先、労働諸条件の向上という三つの大原則は、すでに三鉱連協定で明らかにした。したがつて山元での具体的な展開としては、人員配置の問題と労働条件の問題、習熟期間中の賃金の取扱いなどを中心に、この機械化団交が継続されたわけである。

× × ×

解決された主な内容は、習熟期間中の前収補償と、作業量が増加し労働強化になる恐れのある職種については加給をするということ また機械化・合理化によつて労働条件が低下するものには、低下させないという原則の確立をみた。

もちろん賃金の支払い系体の一部変更というわれわれとしても譲歩した点はあるが、全般的な判断の上にたつ現状ではやむをえない措置として、中央委員会の確認をえて行つたわけである。その他の全般的な労働条件の向上の項については、一部要求をタナ上げしたものもあるが、現時点においてはやはり前進した解決であつたと考えられる。

× × ×

このように今回の機械化・合理化団交の中心的な諸要素は解決されたが、解決に当りさらに分析しなければならないことは、今回の団交の性格である。まず、(1)今回の交渉は中央協定で一応大綱を認めており、その大綱に基づく具体的な山元展開であるとの前提に立つていたこと。(2)内容的には宮浦、四山、三川とそれぞれ異にした機械化であり、合理化であつたこと。(3)要求内容が労働条件の具体的細部事項を含めている関係上、非常に膨大であり、且つ複雑だつたこと。(4)要求内容はあまりにも専門的な事項が多かつたこと。(5)一般の要求事項と違つて、われわれが直ちに実力行使、スト権を背景とした交渉でなかつたこと。(6)要求を聞き入れなければ機械化・合理化をさせないという原則に立つて交渉をすすめてきたこと。

以上のようないろいろ複雑な要素をもつていたため、交渉の経過と推移について全組合員に徹底させるのに非常な困難性があり、全組合員の完全なる理解の上にたつての団交という立場からすると、やや不明確さがあつたことは卒直に認めなければならない。したがつて組合員への情宣の不徹底などは常に指摘されていたことである。

しかし、今回の要求内容自体は一部分の解決事項を報道しても一切が関連しているのでそれは部分的な内容にすぎず、交渉過程については、かえつて誤解をまねくおそれもあり結局最終的に全項目を含めて全組合員に徹底するということもやむを得ない措置であつた。

× × ×

妥結事項にもとづき今後具体的な問題はさらに支部現場で展開されるわけであるが、これについてもわれわれは十分な監視要求の立場に立ち、要求内容を十分生かした展開をしなければならないだろう。しかも完全に機械化が完了したあとでも、われわれの態度としては常に組織を強化し、その中から労働条件の向上を職場自体で高める活動を行う必要がある。それを強化することが、いわゆるわれわれの機械化・合理化に対決する態度であるはずだ。

こんど全組合員がこの態度を堅持され、いつそう組織強化をはかられんことを切望する。

〜☆〜

なんまの本棚 (4)

総評の「組織綱領（草案）」を推す

ここ数年のあいだに「組織づくり」という言葉がざかんにつかわれるようになつた。

このときにあたり、われわれが「組織綱領」を手にし得ることは極めてタイムリーなことといわねばならない。

この「組織綱領」は、総評本部がその顧問陣を総動員し、実践的な活動家の参加も得て約二年間にわたり討議をかさねて来た結晶であり、しかも、来年の総評大会までに「大衆討議」を実施することが今夏の大会で決定されているものである。

第一に「職場活動と職場組織」の問題が、運動史的な視野から説きおこされ、職場闘争の実践において、第二に「産業別組織と企業別組織」という基本問題が展開されているが、いわゆる「企業連の位置づけ」が対個別資本闘争の強化と関連されて、従来の機械的な組織形態論にすぎない「企業連解消論」などよりは遥かに具体的なものとして考察されていることが注目される。つぎに、「地区労」「未組織労働者」「戦線統一」「労働組合と政党」などが、広義の「組織づくり」として論及されている。

さらに、この「草案」のなかのいたるところで「三池労組」のたたかいが、先進的経験として紹介されているが、これは「三池」に対する評価や批判としてわれわれにとつては興味以上のものがあるはずだ。

いずれにしても、「情勢分析を正しく深めること」と「組織内部を再点検すること」が、これからのたたかいの絶対基調である。

ちなみに、三池労組の執行部・決議機関の全員はすでに購入を決定している。

希望者は各支部教宣部に至急お申込み下さい。新書版一部六五円

（は）